

女性の働き方に中立的な制度整備に向けて
～制度と慣行の見直し～

平成26年10月21日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

アベノミクスの目指すところは、女性の活躍を広げ、それを契機に、雇用・所得の拡大と豊かな国民生活を実現し、デフレ脱却と持続的な成長を図るものである。このためには、仕事と子育てや介護の両立、また、積極的に転職を図ろうとする人々の意思を阻害したり、意欲を減退したりせぬよう、改革を早急に進める必要がある。これと合わせ、特に、「103万円の壁」、「130万円の壁」の改革は、「女性が輝く社会」を目指す上で先送りのできない課題であり、改革の進め方についての方針を明示し、できるものから早急に行うべきである。

1. 取り組むべき課題

(1) 103万円の壁

- 30歳以上の有配偶女性の年間雇用所得は100万円前後に集中。
- 配偶者控除を見ると、夫婦合算の控除額（2人分の基礎控除と配偶者控除の合計）は、第二稼得者の所得が103万円の時に最大化。アンケート調査によれば、多くの有配偶女性パートタイム労働者が、自分自身の課税見込みや配偶者の控除額の増減を重視して雇用調整を実施していると回答。
- 加え、制度にリンクした配偶者手当も働き方に大きく影響。民間企業の7割以上で配偶者手当が支給され、その半数が支給制限を103万円に設定。

(2) 130万円の壁

- 社会保障制度においては、第二稼得者の所得が130万円を超えると国民年金第1号被保険者となり、国民年金及び国民健康保険料の負担が発生。また、社会保険が適用される事業所に勤める第二稼得者の労働時間が正社員の標準労働時間の3/4時間を超える場合、自らが第2号被保険者となり、厚生年金の年金及び健康保険料負担が発生（同時に雇主負担も発生）し、大幅な所得の増加がない限り、可処分所得は減少。このため、当面の収入によって判断すれば¹、可処分所得が減らないように就労調整することが合理的。なお、アンケート調査では、社会保険料負担を避けるために雇用調整を実施する者も多数存在。また、短時間労働者を雇う理由に社会保険の負担を挙げる事業主も一定程度存在。
- 加えて、民間企業の家族手当の2割が手当の支給制限を130万円に設定。また、国家公務員の扶養手当（配偶者分）は130万円が支給制限額。

2. 改革の方向性と具体的な三つの取組

改革に当たっては、可処分所得の大幅な減少が生じないように、負担を最小化・増減の円滑化を図るとともに、こうした見直しが、負担増の生じる世帯・個人に、ベネフィットとして戻ってくる制度改革とすることが不可欠。

¹ 第3号被保険者から第2号被保険者になる場合には別途のメリットがある（例、健康保険や将来の年金受給権等）。

(1) 社会保険料

- 収入に応じて可処分所得が円滑に増加する仕組みにすることが必要。今後、第2号被保険者となる時間要件、所得要件を引き下げていくことになっているが²、こうした拡充を志向しつつ、これに加え、例えば、
 1. 第3号被保険者の給与所得水準や働き方に応じて段階的に保険料負担が変わることで、世帯の可処分所得が大きく増減しないようにする案、
 2. 労働時間の長短にかかわらず、第3号被保険者として働き、雇用される場合には、雇主は定額の負担を支払い、本人は給与所得水準に応じて負担を引き上げていく案、等を含め、経済への影響を勘案しながら働き方と雇い方に中立的な負担の仕組みに改善する検討をさらに進めるべき。その際、被保険者が自らの負担が将来受取につながるという実感、確信が重要。

(2) 配偶者手当

- 配偶者手当については、103万円や130万円の給与所得まで一定額で支給され、その後はゼロになることで可処分所得が減少する要因となり、働く意欲を阻害。有配偶女性の多くが就労している実態も踏まえ、例えば、配偶者の給与所得が増加するに連れて段階的に減額されていく仕組みや子育て支援の観点から家族手当全体のあり方について、民間企業における取組事例等を勘案しつつ、国は来年度の人事院勧告から反映できるよう検討すべき。
- また、政労使の場においても、配偶者手当の在り方を検討すべき。

(3) 配偶者控除

- 配偶者特別控除の創設により、税制上の所得の逆転現象は既に解消。しかし、世帯全体の控除についても、女性の働き方の選択に対して中立的にするため、例えば、配偶者の給与所得の有無に関わらず、夫婦に対しては一定額の控除を付する制度（控除額にも、2人分の基礎控除を合算するか、それに子育て支援策を加算するか等、複数の考え方や案が示されている）等、考え方について整理し、議論を進めるべき。その際、家計の負担変動に留意し、経済の好循環と整合性を確保する必要。

3. 改革を円滑に進めるために～関連施策との一体的推進と効果的な情報提供等

- 政策効果の早期発現を目指すためにも、現在取り組んでいる女性の活躍推進に向けた様々な施策と一体性、総合性を確保して推進すべき。このうち、例えば、子育て世帯の支援については、社会全体で支えることを基本に施策を講じるべき。
- こうした制度改革に加え、国民の意識と慣行を変えていくことが不可欠。例えば、アンケートによると、既に解消している税制上の所得逆転現象が依然存在するとの誤解も見られる。各世帯または個人において、自らの置かれた状況に応じた正しい判断、好ましい選択が出来るよう、政府は、広く働き方を取り巻く情報提供を効果的に実施し、併せて、マイナンバーの普及・活用や金融経済教育の強化等に取り組むべき。

² 既に、年金機能強化法（平成24年8月成立）において、平成28年10月から、所定労働時間20時間以上、年収106万円以上等の要件を満たす者は被用者保険が適用されることとなっており（現行では、労働日数及び労働時間が通常の3/4以上）、この改正により新たに適用される対象者は約25万人と見込まれている。